

アジア地域植物新品種保護制度整備推進事業（拡充）

【 2 2 （ 1 5 ） 百 万 円 】

対策のポイント

アジア地域で、知的財産の一つである植物新品種育成者権を保護する制度を整備するため、植物新品種保護国際同盟（UPOV）に拠出します。

（アジア地域での植物新品種保護の現状）

アジア地域ではこれまでに5カ国（日本、中国、韓国、シンガポール、ベトナム）がUPOVに加盟していますが、ヨーロッパ等と比較して、制度の整備、運営能力が未だ十分とは言えない状況にあります。このため、近年、中国、韓国等で無断で増殖された我が国の植物新品種が輸入される事例が顕在化しています。

このため、様々な国際交渉で制度の整備を求めていくのと同時に、アジア各国の制度整備を支援していく必要があります。

政策目標

「開発イニシアティブ」の更なる推進等による国際交渉（WTO、EPA等）の円滑化

<内容>

- （1）地域内の各国間の協力に向けた取り組みを支援します。
- （2）UPOVへの加盟、制度の拡充の必要性を啓発するための国単位でのセミナーを開催します。
- （3）審査手法等、主に制度運営の技術的な側面について検討を行うためのアジア地域技術会合を開催します。
- （4）植物品種保護制度の適切な運用を支援するためのUPOV職員等の派遣を実施します。

<事業実施主体>

植物新品種保護国際同盟（UPOV）

<事業実期間>

平成18年度～平成22年度

[担当課：大臣官房国際協力課（03-3502-5913（直））]

[担当課：生産局種苗課（03-6744-2118（直））]